



金 沢 市 公 報

号外第21号

令和3年(2021年)11月8日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 監査公表

○ 監査公表 (第16号)

(監査事務局) 1

監 査 公 表

● 金沢市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和3年11月8日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	野	本	正	人
金沢市監査委員	下	沢	広	伸

収 監 査 第 27 号
令和3年11月5日
(2021年)

碓 山 洋 様
加 藤 真友子 様
才 田 智 之 様
土 井 妙 子 様

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	野	本	正	人
金沢市監査委員	下	沢	広	伸

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和3年9月9日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市額谷3丁目19番地 ヴィラージュ102号	碓 山 洋
金沢市西念3丁目20番6号 ハイムエスポワール203号	加 藤 真友子
金沢市大豆田本町甲20番地	才 田 智 之
金沢市片町1丁目1番1号 プレミスト香林坊304号	土 井 妙 子

2 請求書の提出日

令和3年9月9日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書（別紙第1のとおり）による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨（原文の主旨から引用）

ア 金沢市は、令和3年6月30日（水）、ガス事業・発電事業（以下「本事業」という。）を金沢ガス・電気株式会社（以下「新会社」という。）に譲渡価格300億円で、令和4年4月1日午前0時をもって譲渡する「金沢市ガス事業・発電事業譲渡仮契約」（以下「本件仮契約」という。）を締結した。

本事業の譲渡は、下記（1）～（4）のように違法・不当なものである。

請求者は、地方自治法第242条の規定、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長…（中略）…について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の确实さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、…（中略）…監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正…（中略）…するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」（下線は引用者による）に基づき、監査委員に対し、本請求書を提出する。

イ （1）本事業譲渡は河川法に違反する。

全国のいくつかのダム・発電所において河川法違反が疑われる事案があり、石川県は金沢市に照会（平成20年1月7日、河第2016号）を行った。それに対して、金沢市企業局は「水力発電関連施設に係る再点検の実施について（回答）」（平成20年3月4日、収企上水第225号）を提出した。

この回答において企業局は、水利願書・図面と現況が相違している（すなわち、河川法第26条に違反している）事項として、上寺津発電所5件、新辰巳発電所5件、新内川発電所2件、新内川第二発電所1件の計13件を挙げている。それにもかかわらず、照会があり回答した事実についても、違法状態が解消されたか否かについても、本件に係る議会審議の場に報告はなされていない。

譲渡対象である発電所が河川法に違反する状態であることを認識しながら、事態を改善せずに漫然と放置し、市民と議会に隠してきたものと推認される。

河川法違反の施設を運用することはできず、市から発電所の譲渡を受けた新会社は、少なくとも13件の問題が完全に解決され、河川管理者（石川県知事）の許可を得るまで、発電を行うことはできない。

このような運用不可能な資産をあたかも運用可能であるかのように偽って民間に譲渡する契約を締結することは、公序良俗に反し、違法であって、地方自治体のなす行為として極めて不当であり、詐欺まがいの行為との誹りをも免れえない。

あたかも違法性がないかのような虚構に立脚した違法・不当な契約は、履行されるべきではなく、解除など、無効化されなければならない。

ウ （2）譲渡価格300億円はきわめて不当である。

譲渡価格300億円は、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項」において設定された、最低譲渡価格186億円を踏まえて提示されたものである。

この最低譲渡価格は、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」において適正な事業価値評価として掲げられたインカムアプローチやマーケットアプローチを採用することなく、簿価額に基づくコストアプローチによって算出されたものであり、その事業価値評価額は極めて低く設定された。このような不当に低い最低譲渡価格にそって提示された300億円という額は、両事業の将来的な価値を正確に反映しているとは到底いえない。特に発電事業について、近年の自由化の進展により各種の電力市場が拡大している中で、脱炭素社会に向けて再生可能エネルギーとりわけ水力発電の価値が極めて高くなりつつあるという要素がほとんど取り入れられていない。

PwCアドバイザリー合同会社が作成した「金沢市ガス事業及び発電事業経営形態等検討支援業務委託最終御報告資料 発電事業編」（2018年11月）では、発電事業だけでその事業価値が（a）170億円～400億円、（b）418億円～972億円、（c）472億円～1,098億円になるという、三つのシナリオが示されている。将来的な発電事業の価値評価だけを考えても、両事業の譲渡価格300億円は極めて低く、不当なものである。（この譲渡価格の問題点については、別紙にて詳論する。）

エ （3）所得・租税収入の域外流出によって市民に不当な損害を与える。

新会社は本件仮契約後、金沢ガス・電気株式会社と称して本社所在地を金沢市として令和3年5月13日に

会社成立し登記されている。その出資構成を見ると、48%を出資する代表企業の北陸電力株式会社、43%を出資する主要構成企業の東邦瓦斯株式会社は、いずれも県外に本拠を置く企業である。

新会社が事業を行うことによって得る企業利益は、配当の形で出資比率によって配分されることになる。よって出資会社が得る多額の配当が金沢市外に流出し、金沢市は利益への課税を始めとする租税収入を失うことになって、市民は不利益を被る。現状のまま公営企業として継続することを求め、譲渡契約の解除を求める。

市営の水力発電事業は100年以上保有維持されてきた大切な金沢市民の財産である。それを譲渡すると5か所の発電所と1か所のダムは、新会社の所有となる。そして、北陸電力株式会社の発電事業全体の中に組み込まれることになる。現在、市営の水力発電所でつくられた電力は、契約に基づき安価の単価で北陸電力株式会社に売電されているが、再生可能エネルギーが求められる時代に金沢市から北陸電力株式会社だけでなく電力自由市場に売りに出せば、売電価格も上がり、金沢市にとって大きな利益となる。これを阻害する譲渡契約の解除を求める。

オ (4) 事業をコントロールする権利を市民から奪うことは不当である。

金沢市は、本件仮契約により新会社の発行株式の3%すなわち192株、1億9,200万円の出資をするようになった。

①これによって金沢市は、会社法の規定によって、会計帳簿閲覧謄写請求権などの権利しか得ることができず、新会社に対する公共的な関与を実質的に全く行うことができなくなる。新会社は料金体系等様々な市民向けの提案をしているが、その実効性を確保することは全く不可能である。その他、保安体制の問題など新会社の運営には多くの不安材料があるが、ここでも金沢市は全く関与することができない。

金沢市が新会社の株式を保有する目的は、市民の利益・安心を確保するためのはずである。それを担保することができない「3%出資」は全く意味をなさない不当な公金の支出である。支出しないことを求める。

②これまでガス・発電事業の運営は、選挙で選ばれた市長・議会を通じて市民がコントロールしてきた。これは、市民の権利である。「3%出資」では、両事業に対して市民のコントロールが効かないことになる。市民の利益のためといいながら、市民のコントロールの権利が皆無になるのである。市長が市民の権利を剥奪することは、許されるものではない。このような出資は全く不当であり、このために公金を支出しないことを求める。

(2) 措置要求の要旨

以上で述べてきたように、本事業の新会社への譲渡は、違法かつ不当なものである。請求者は、市長に対して、本件契約が無効であることを確認し新会社への譲渡を実行しないことを求め、仮契約書に基づく同契約書第2条の譲渡対象資産等の財産処分の差止めを請求し、監査委員に対して、実行を防止するのに必要な措置を講じることを請求する。

[請求人から提出された事実を証する書面]

- 0-1 金沢市ガス事業・発電事業譲渡仮契約書
- 1-1 水力発電関連施設に係る再点検の実施について(回答)
(平成20年3月4日、収企上水第225号)
- 2-1 金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項(令和2年10月)
- 2-2 金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針(令和2年3月)
- 2-3 金沢市ガス事業及び発電事業経営形態等検討支援業務委託最終御報告資料 発電事業編(2018年11月)
- 3-1 新会社登記簿の履歴事項全部証明書
- 3-2 第6回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会次第(令和3年2月18日)
- 4-1 (0-1に同じ。)
- 別-1 (2-1に同じ。)
- 別-2 (2-2に同じ。)
- 別-3 第3回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会議事録
- 別-4 審議事項資料5「事業価値算定の検討」
- 別-5 第4回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会議事録

別一6 ガス・発電事業譲渡に関するこれまでの経過

別一7 審議事項資料3「最低譲渡価格の検討」

別一8 (2-3に同じ。)

別一9 九電グループデータブック2020

別一10 発電所の開発状況

別一11 発電コスト検証に関する取りまとめ(案)

参考 河川法 第26条

会社法 第297条、第303条、第305条、第306条、

第358条、第433条、第796条、第833条、第854条

株主が「3%出資」でなし得る事項は、会社法の上記条項に規定されている。

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 請求書の要件審査

令和3年9月9日付けで請求のあった本件職員措置請求書については、請求時点では、議会の議決を経ていないことから、仮契約書第20条の規定により、本件仮契約が発効しておらず、違法又は不当な財務会計行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合といえるか疑義のあるところであったが、同月17日にガス事業及び発電事業の譲渡に関する議案が可決され、本件仮契約が発効されたことから、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下第2まで「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、同月28日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、請求人が違法又は不当な契約であるとした、金沢市ガス事業・発電事業譲渡仮契約が違法又は不当な契約に当たるか、違法又は不当な財産の処分が行われているか、損害が発生するものであるかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、企業局経営企画課、ガス・発電事業譲渡準備室、上水・発電課及び発電管理センターとした。

2 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年10月7日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、請求を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 陳述の冒頭

ガス、発電事業の新会社への譲渡は違法、不当なものである。それにより、財産処分差止めを請求し、また、監査委員に対しては、実行を防止するのに必要な措置を講じることを請求したいと考えている。違法ということが1点、それから不当ということで3点を指摘している。

まず、違法ということであるが、河川法に違反している上に、それを知りながら、隠蔽して契約を結んだということである。不当という点では、まず一つは、譲渡価格が不当に低い、二つ目に、所得、税収が市外に流出する、三つ目に、市民のコントロールが効かなくなる、この3点を不当として挙げている。この中でも、とりわけ違法ということが重要だと考えており、違法、不当それぞれ重要ではあるが、やはり違法であるというところに、その大きな問題を感じており、この違法問題に大きく重点を置く。

(2) 「本事業譲渡は、河川法に違反し、無効である。」ことについて

ア 問題の経過

まず、犀川水系の河川管理者である石川県が、金沢市に河川法に違反する事案について、文書で照会[事実証明書・1-1]を行った。これは、全国の河川で、河川法違反の事例が多数見つかри、国土交通省が河川管理者に対して、同様の事案がないかどうか点検せよとの指示を出して、それに基づいて、石川県でも、河川の点検を行った。犀川水系にダム、発電所があるが、それについて、点検を行った。その点検の結果を出したのが、金沢市が石川県に13件が該当するとした回答文書である。

河川法違反事例の写真[事実証明書・5-2]についてであるが、3ページに渡り写真があり、1枚目は、チェーンで落下防止柵を作っているもの、2枚目は監視カメラ、3枚目は防塵装置(発電所の水の取入口に枝や枯れ葉等々があり、入り込むのを防ぐために付けてある防塵装置)である。このほかにも10件あり、合

わせて13件が該当し、金沢市が石川県に対して報告をしている。その後、令和3年6月30日に本件仮契約〔事実証明書・0-1〕が締結された。

金沢市議会建設企業常任委員会（令和3年9月16日）における上田雅大委員長の発言〔事実証明書・5-3〕であるが、本件仮契約を、金沢市議会の議決によって、本契約に移すということが、議会で審議されてきたわけであるが、最後の本会議に向かうその委員会としての最後の審議、金沢市議会建設企業常任委員会の審議の途中で、昼休みに、上田委員長が電話で石川県河川課に問合せをし、そこで違法ではないという口頭での回答を受けたことを委員会で説明をしている。それを受けて、委員会で採決をし、そして、令和3年9月17日に金沢市議会で議決をして、契約が発効している。

ここで見ておくべきことは、違法であるということは、金沢市自らが認め、公文書に記録されているが、それを否定する公文書は一切なく、違法ではないということは、口頭で言われたのみであるということである。保存期間を過ぎて、その文書を廃棄したという説明は成り立たない。回答文書が保存されているが、それより後の適法を示す文書は保存の必要がないというのは成り立たない。

そもそも、市にとっては、この違法を報告した回答よりも、適法を主張できる文書の方が重要であって、回答を廃棄して、こちらを保存しておくというようなことはあり得たとしても、その逆はありえない。違法ではないというのは無責任な風聞の類いでしかないと言わざるを得ない。

イ 「回答」は違法・隠蔽を確定

そもそも、この「水力発電関連施設に係る再点検の実施について」〔事実証明書・1-1〕の回答は、違法、隠蔽を市の文書として確定しているものである。

平成20年3月4日、金沢市企業局施設部上水・発電課長発出の収企上水第225号の中ほどに図面があり、図面の直前に理由書がある。その理由書に、「上記の工事を着工する前に河川管理者へ相談・協議等を行ったと当時の担当者から聞いているが、議事録・協議メモ等は残っていない。担当者間で河川への影響が少ないとの相互了承を得たことが、許可されたと判断してしまったものである。」と書かれている。

この記述が示していることは、1番目は、水利願書、図面との相違事項に挙げられている13件の工事について、河川法上必要不可欠な石川県知事の許可を得ていないということである。これらの施設は違法状態にあるということである。2番目は、相談、協議、相互了承なるものも確認のしようのない、風聞、伝聞の類いでしかないということである。そして3番目、平成20年2月現在、金沢市及び回答を受けた石川県は違法であるということ認識していたということである。要するに、公文書収企上水第225号によって、企業局自らが違法状態を認めていることになるということである。それにもかかわらず、企業局はその事実を金沢市議会に報告せずに来た。本事業の民間譲渡に関する議会審議を誤らせる意図的な隠蔽と言わざるを得ない。なお、市長は、この事実を本年8月上旬には認識していたことを令和3年9月13日の金沢市議会本会議〔事実証明書・5-4〕で明らかにしている。市長は、この時点で議案を撤回するべきであった。

ウ 「軽微」とはいえない

次に、この問題を軽微なものとして、石川県の許可が必要ないとの主張を漏れ聞いている。しかし、これは軽微とは到底言えない。

まず一つ目は、軽微でないからこそ、金沢市自らが回答で、該当すると、違法としているということである。

二つ目は、国土交通省が、新築、改築に先立って、河川管理者の許可を受けなければならない具体的な事例として挙げているということである。工作物の新築等について（国土交通省水管理・国土保全局）〔事実証明書・5-5〕であるが、これは国土交通省のウェブサイトから取得したものであるが、解釈として、工作物の新築、改築、除却に該当する行為については、許可が必要であると明確に書いてある。

今回の13件のうち幾つか該当するものを説明するが、ゲート関係、同様に、ゲート巻き上げ機の電動化と工作物の当初の機能を変更する場合は、工作物の新築等に該当する。この除塵装置はまさしくこれに該当する。また、ガードレール、手すり等、チェーンの落下防止柵、監視カメラなども工作物の新築等に該当すると書いてある。すなわち、この13件は、軽微なものではなく、まさしく新築等に該当しており、申請、許可が必要なものである。決して軽微なものではない。監視カメラを付ければ、これを付けないより付けた方がいいのではないか、転落防止柵を付ければ、付けないより付けた方がいいのではないか、このように思ってしまうがちであるが、必ずしもそうとは言えない。チェーンの防止柵の場合は、乗り越えることが容易であるし、また場合によっては、足に絡まったりして、転倒して、落ちてしまうということもあり得る。監視

カメラもそうである。正しい方向に向いていないがために、安全を確保できないということも当然ある。だからこそ、河川管理者の許可が必要なのである。決して設置したものが物理的に大きなものでないから、軽微なものであるとはいうことができない。

次に、そもそも江戸時代から続く、深刻な水争いの調整を重要な課題とした河川法は、非常に厳しい規制をその基本的性格としている。施設の新築、改築などに関して、河川を利用しようとする者の恣意的判断を強く排除している。設置者が主観的に判断をしてはいけないということである。後になって、問題になってから軽微といえよいのであれば、法による許可制度が意味をなさなくなる。

エ 違法と契約無効

この違法問題と今回の事業譲渡、契約等の関係、時系列的に関係を見ておく。

まず、仮契約締結時点で、違法であるということである。違法を知りつつ、それを隠して結んだ契約は、公序良俗に反し、無効である。

公序良俗違反（民法第90条）と無効に関する解説〔事実証明書・5-6〕についてであるが、民法第90条、公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は無効とするとなっている。重要なのは、行為の時点で、公序良俗に反するものは無効だということである。この公序良俗違反で、その時点で、契約を結んだ時点で、無効であるということが、私たちの主張の最も中心的な問題である。

次に、令和3年9月17日、議決時点で違法だということについてである。違法を知りつつ議決を求めることは、議会を欺くものであり、絶対に許されるものではない。

令和3年度9月定例会議会会議録（校正段階）抜粋〔事実証明書・5-4〕についてであるが、山野之義市長は、「今回の譲渡に向けた準備を進める中で、8月上旬、担当課から報告を受けている。」と、河川管理者である石川県に対して報告を行った、その事実について8月上旬には知っていたということを本議会の答弁で述べている。違法状態であるということを知りながら、この議案の採決、議決を求めるということは、これはやってはならないことだと考える。

3番目に、河川管理者の承認を得る期限、令和4年3月20日時点で違法の場合、これは、この令和4年3月20日までに、全ての法的な処理を行わないとこの契約は無効になるということであるが、この時点で違法だった場合についてである。

契約書第20条第3項の規定により、3月20日までに河川管理者の承認が得られなかった場合は、本契約は効力を失うということである。

これについて、市長は、議会で繰り返し、石川県と協議中であると答弁している。

令和3年度9月定例会議会会議録（校正段階）抜粋〔事実証明書・5-4〕にあるが、河川管理者である石川県と協議を行っているということを、5回、この日の議会で繰り返し述べている。協議中ということは、これは許可を得ていないからこそその協議中であり、現在に至っても違法状態ということである。

その協議をして、どうするかということであるが、二つに分けて考えたいと思う。

一つ目は、契約以前から適法だったことにするということである。これは許可申請が不要だったことにするということである。これについては、先ほどの回答からの引用部分であるが、許可されたと判断してしまったと金沢市の担当者が述べている。平成20年時点で許可が必要であることを認識していたからこそ、許可されたと判断してしまっているわけである。それを、その後、何らの措置もとられずにきたものを、今になって、過去に遡って適法だったことにしてしまうということである。こういうようなことが許されれば、行政の協議なるもので、いつでも、過去に遡って違法を適法に変えることになり、行政がやりたい放題、無法状態になってしまう。これは法治国家にあってはならないことである。

二つ目は、協議を行って、これから適法状態にするということである。すなわち、今から許可申請をし、許可を受けるということである。河川法に基づく許可申請の準備から申請、さらに許可まで、過去の例では、1年はかかっている。したがって、今から申請を行っても、令和4年4月1日に間に合わず、譲渡時点で違法で、契約書の第20条等に抵触して、本契約は無効となる。

そもそも、それ以前に、そしてまたそれ以上に、これから手続きをとるということは、契約時点で違法状態であったということである。これは、公序良俗違反ということが、契約時点での問題であるということであって、本契約は無効であるということである。

契約時点で、公序良俗に違反し違法状態であったということである。公序良俗に反する契約は初めから無効である。契約を締結したこと自体が無効なので、何らの行為によっても、後から効力を生じさせることは

できない。また、誰でも無効を主張できる。これは絶対的無効というが、誰でも無効を主張できる。

これは、公序良俗違反（民法第90条）と無効に関する解説〔事実証明書・5-6〕に無効ということについて、三つ引用を付けてある。

まず最初に、これは三井住友トラスト不動産のウェブサイトから引用したが、法律行為がなされたときに、当事者が表示した意思のように法律行為の効果が生じないことをいう。また、法律行為は、追認や時の経過によっても有効とはならない。

そして、誰でも誰に対しても無効を主張できるということである。さらに、ウィキペディアであるが、「最初から効果を生じない状態」をいう。加えて、AG法律アカデミーであるが、例えば以下の場合には無効であるということ、「公序良俗や強行法規に反する場合」で、「そもそも『意思表示をした』とはいえないような状況で、意思表示が行われた場合には、その法律行為は無効」とされる。すなわち、違法を知らされずに契約を行った、あるいは違法を知らせず契約行為を行った、法律行為を行ったという場合は、それは無効であるということである。

ここで重要なのは、契約書に書かれている前提等の規定も、そもそも、その契約書自体が無効なわけであるから、前提等の規定も効果を生じないということである。

いずれにしても、誰でも無効を主張できるということであるから、請求者を始め、いずれかの者が無効を主張すれば、本契約は無効であるということである。

以上、違法であるということの説明とする。

(3) 「譲渡価格300億円はきわめて不当である。」こと等について

次に不当であるという問題の三つについてであるが、この譲渡価格300億円というのは、金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項（以下「募集要項」という。）において設定された最低譲渡価格186億円を踏まえて提示されたものである。

私たちは、最低譲渡価格の決め方にまず問題があったと考えている。金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針では、最低譲渡価格は、事業譲渡に関わる一般的な事業価値評価方法とされているインカムアプローチやマーケットアプローチにより設定されることになっていた。ところが、金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会（以下「譲渡先選定委員会」という。）による審議の結果、当初の方針とは全く異なって、最も低い金額となるコストアプローチによる186億円という金額が最低譲渡価格として設定された。そして、譲渡先選定委員会の場において示されたインカムアプローチによる事業価値評価額は204億円であり、新会社により提示された譲渡価格は300億円であった。この金額についても、私たちは発電事業の将来的な価値を考えると不当に低く評価されたと考えている。

インカムアプローチによる事業価値評価では、発電事業について85億円から110億円の幅で事業価値が想定されたが、この点は特に問題がある。PwCアドバイザリー合同会社報告資料の109ページでは、コストアプローチとマーケットアプローチによる評価額と並び、インカムアプローチによる発電事業の評価額は88億円から211億2,100万円というかなり広いレンジで示されている。ここで特に注目する必要があるのは、この試算は、売電単価を平成30年から31年度の契約単価7.8円を基礎にしてなされたということである。そして、100ページ以下で、そのようなベースケースとは別に、売電単価が上昇した場合の試算も行っている。

すなわち、売電単価が9.73円、15.6円、16.9円と上昇すれば、その事業価値は170億円から400億円、418億円から972億円、472億円から1,098億円と上昇するとしている。金沢市長措置請求書の請求の要旨(2)別紙には記載されていないので、補足説明ということになるが、昨年12月には、政府が「2050カーボンニュートラル」の実現に向けて、各省庁に再生可能エネルギー比率20%以上の電力調達を依頼した。また、今年3月には、再生可能エネルギー調達率100%を宣言した国内外の企業53社が日本政府に再生可能エネルギー導入拡大を求めるなど、企業の再生可能エネルギー調達も急激に進みつつある。

このような背景からは、今後の電力卸売市場において、水力のような再生可能エネルギーが高く評価され、特に新規の建設が困難な水力発電は、ますます貴重でクリーンな電源としてその価値が一層高まっていくことが予想される。2030年段階における売電価格がどのような状況なのか、この点は、需要と供給の関係で様々な要素が介在し、将来的な予測は難しいものがあるにせよ、もし電気事業のみで、その評価額が400億円以上になるとすれば、たとえ、10年後においても、ガス事業の評価額は50億円を下回ることはない想定されるのであり、譲渡価格300億円は不当に低いと言わざるを得ない。

戦後、経済復興の中で、先人が金沢市政100年の大計のもと、多大な労苦をいとわず立ち上げた水力発電事

業は、市としては、全国唯一といってもよいものである。観光文化都市を標榜する金沢市が、歴史的、文化的価値を有するこれら水力発電施設を民間に売却することは決して許されるものではない。

また、域外流出問題として、「所得、租税収入の域外流出によって市民に不当な損害を与える。」ということ、それから、「事業をコントロールする権利を市民から奪うことは不当である。」ことについては文書にして提出することが認められたため、文書で提出することとする。

最後に、強調しておきたいことがある。

裁判の場合は、原告側に挙証責任がある。しかし、住民監査請求制度の場合は、逆に請求者の違法、不当との主張及び措置の請求が妥当でないとするのであれば、挙証責任は、この場合は市長側にある。

違法、不当との指摘が当たらないことを証明できないことが1点だけでもあれば、市長は本件契約が無効であることを認めなければならず、新会社への譲渡を実行してはならない。

また、契約書に基づき、同契約書第2条の譲渡対象資産等の財産処分をしてはならない。

違法を示す証拠がある一方で、適法を主張し得る証拠が皆無であること、この1点を取っても、本事業の新会社への譲渡が違法、不当なものであることは明らかである。

市長及び監査委員に請求書どおりの措置を求めるものである。

[新たに提出された証拠書類] (事実証明書の追加)

- 5-1 意見陳述・事実証明書要旨
 - 5-2 河川法違反事例の写真
 - 5-3 市議会建設企業常任委員会(2021年9月16日)における上田雅大委員長発言
 - 5-4 令和3年度9月定例会議会会議録(校正段階)抜粋
 - 5-5 工作物の新築等について(国土交通省水管理・国土保全局)
 - 5-6 公序良俗違反(民法第90条)と無効に関する解説
 - 5-7-1 請求人(碓山洋)が2021年10月26日、森一敏市議に送ったフェイスブックのメッセージ
 - 5-7-2 請求人(碓山洋)が2021年10月26日、「金沢市のガス・発電の民営化を考える市民連絡会」メーリングリストに投稿したメール(抜粋)
 - 5-8 金沢市ガス事業・発電事業譲渡方針河川法をめぐる(質問・答弁・抜粋)
2021年10月20日金沢市議会建設企業常任委員会
- (注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

3 請求人の意見陳述の補足

令和3年10月7日の意見陳述において時間不足のため述べるができなかった部分について、同月12日に請求人から、意見陳述を補足する次のような趣旨の文書の提出があった。

(1) 本事業譲渡は河川法に違反し、無効である。

議会の審議に大きく影響する問題について、委員長から石川県河川課への電話での問合せで済ませようとするのは異常であるが、「違法ではない」という説明自体、何らの公文書による裏付けもないものである。

文書による裏付けがあるのであれば、その文書を示せば違法との疑いは解決する。それができないということは、そのような文書は存在しないということであるが、現在に至るも、当該文書の存在は示されていない。

法律に規定される許可が、文書によらず口頭で行われるということなどあり得ない。許可申請・許可が口頭で済まされたり、違法・合法の確認が口頭でなされたりするようなことがあるとすれば、およそ法治国家における行政というもの成り立たない。石川県河川課の口頭での説明は、「違法ではない」ことの根拠には全くなり得ない。

(2) 所得・租税収入の域外流出によって市民に不当な損害を与える。

新会社の金沢ガス・電気株式会社は、令和3年5月13日に金沢を本社として登記された。その主な出資構成は、事実証明書3-1に示すとおり、富山市に本社を置く代表企業の北陸電力株式会社が48%、名古屋市に本社を置く主要構成企業の東邦瓦斯株式会社が43%で、両社とも県外に本社を置く企業である。

新会社が事業を行って得る利益は、株主配当や出資会社から派遣される役員の報酬として金沢市外に流出することになる。また、これまでの市営事業では、地産地消を目的として地元業者を起用してきたが、大手ガス会社の指導と称して県外の業者が起用される可能性を否定できず、地元業者の仕事量が減ることが高い蓋然性

をもって予想される。

また、所得の市外への流出によって、当然、所得に関わる租税収入も市外に流出することになる。

市営の水力発電は、現在北陸電力株式会社に通常より安い単価で売電されているが、温室効果ガス削減を旨とした国家政策の再生可能エネルギーとして電力自由市場に出せば、金沢市として大きな利益を得ることができる。新会社に譲渡すれば一回限りの収入で終わるが、市営で存続すれば、長い目で見て大きな利益となる。

民営でも現在と同じ事業が可能だと市長は表明している。しかし、環境省のPRの中で市長は金沢市を環境創造都市と謳っているが、市営でなくして環境創造都市に向けた政策を推進することはできない。

以上のように、所得および租税収入の市外流出、環境政策の阻害という点でも、本事業の新会社への譲渡は不当であり、その中止を求める。

4 関係職員の陳述の聴取

令和3年10月7日に経営企画課長、上水・発電課長及び発電管理センター所長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 河川法第26条による工作物の許可について

これまでの経過についてであるが、平成18年に、全国の手電力会社等において、一級河川における発電に係る水利使用に関し、許可水量を超過した取水や、工作物の新築等に係る河川法の許可手続の遺漏等の多数の不適切事案が判明したことを受け、平成19年4月及び平成20年1月に、二級河川における水力発電関連施設について、河川管理者である石川県から本市に対し、河川法上の流水占用許可に係る条件以外の取水行為の有無や、石川県が許可等を行った河川区域の工作物について、水利使用の申請内容が現状と相違するものの有無を自主点検し、相違するものがあつた場合には報告するよう、要請がなされたところである。

このことを受け、本市が自主点検を行った結果、工作物については、請求人が指摘する13件について、水利使用の申請内容と現状が相違していることが判明したことから、平成20年3月、石川県に対し、その旨を報告したところである。

これらの工作物については、いずれも作業の安全確保や効率化を図るためのものであり、設置に当たり、河川管理者である石川県に、事前の相談や工事計画の説明を行っていることや、平成20年3月にも、前述の報告を行っているところであり、市としては、違法な状態にあるとは考えていない。

このため、これまでの間、特段の対応はしていなかったところであるが、令和3年9月16日に、改めて、石川県に確認したところ、違法な状態にないと判断をしているとの回答を得たところであり、このことは、同日開催された金沢市議会建設企業常任委員会においても、確認されたところである。

なお、令和4年4月の事業譲渡に向け、必要に応じて適切に手続をとる予定であり、既に石川県と協議を進めているところである。

以上のように、河川管理者である石川県が、河川法に違反する違法な状態にないと判断を示していることから、請求人の主張を採用する必要性はないと考えている。

(2) 譲渡価格及び事業価値評価方法について

ア 本市が金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針（以下「譲渡基本方針」という。）で示した最低譲渡価格の設定方法について、請求人の事実認識に誤りがあることを指摘する。

請求人は、本市が譲渡基本方針に示した最低譲渡価格の設定方法は、インカムアプローチとマーケットアプローチの二つの方法のみであると捉え、このことを根拠に、譲渡先選定委員会において、譲渡基本方針から逸脱する形で、コストアプローチによる事業価値評価が誘導されていた等の主張を展開しているところである。

しかしながら、本市が、譲渡基本方針の6ページ、5（4）譲渡価格の考え方に示した内容は、「適正な事業価値評価に基づき最低譲渡価格を設定する。」としたうえで、「事業価値評価は、インカムアプローチやマーケットアプローチ等の適切な方法により行う。」というものであり、インカムアプローチやマーケットアプローチに限らず、他の適切な方法を用いることを含んだものとなっているところである。したがって、譲渡基本方針に記載の事業価値評価方法に対する請求人の認識は誤ったものであり、こうした事実誤認に基づく譲渡価格に関する各主張は、採用する必要性はないと考えている。

なお、譲渡先選定委員会においては、事業価値評価の方法として、インカムアプローチ、マーケットアプローチ、コストアプローチの三つの方法を採用し、審議が行われたところであるが、譲渡先選定委員会の事務局がコストアプローチを加えた理由は、当該方法が、先行する他自治体の事業譲渡事例において多く採用

されていた方法であること、譲渡先選定委員会における最低譲渡価格に関する審議に向けて、事業譲渡日前日の時点における譲渡対象資産の簿価を評価しておく必要があると考えたこと、譲渡先選定委員会に対し、より多くの客観的な事業価値評価結果を示すことで、より公正な審議が期待できると考えたこと等である。

イ 事業価値評価は、前述の三つの方法を用いたところであるが、それぞれの方法において、客観性や公正性を高めるための様々な工夫を行ったところである。

まず、インカムアプローチについては、この方法は、事業が将来得る収入を基に事業価値を測る方法であるが、これには、利益を基にする収益還元法や、配当を基にする配当還元法など複数の手法がある中で、民間事例も含めた事業譲渡の実務において最も一般的な、DCF法を採用したところである。DCF法は、将来生み出されるキャッシュフローを基に事業価値を評価する手法であり、評価に当たっては、一つには、将来のキャッシュフローを現在価値へ換算するための割引率の設定が、二つには、キャッシュフローを予測する中長期の一定期間（以下、「計画期間」と言う。）の年数の設定が重要となる。一つ目の割引率については、その率の設定次第で、キャッシュフローの現在価値が大きく変化することから、慎重を期すため、ガス事業、発電事業それぞれについて、本市事業と事業の形態や規模が類似する民間上場会社を複数選定し、これらの会社における加重平均資本コストの平均値を、割引率に採用したところである。二つ目の計画期間については、この期間を長く設定すればするほど、キャッシュフロー予測の精度が低下するおそれがあることから、5年間と10年間の二つを計算期間としたところである。こうして、DCF法により事業価値評価を行った結果、約166億円と約241億円の二つの評価額が得られたところであり、これらの中央値である203.5億円も算出したところである。

次に、マーケットアプローチについては、この方法は、類似する事業を行う企業の財務指標等を用い事業価値を測る方法であるが、これには、M&A市場における類似取引を用いる類似取引法等の複数の手法がある中で、インカムアプローチの場合と同じく、実務上最も一般的な類似会社比較法を採用したうえで、比較対象会社として、前述したDCF法の場合と同様に、本市事業と事業形態や規模が類似する民間上場会社を複数選定し、株式の時価総額や企業価値と、当期純利益等の業績や純資産といった財務指標に基づき、三種類の事業価値評価を行い、その結果、78.7億円、184.9億円、193.7億円という評価額が得られたところである。

また、コストアプローチについては、この方法は、当該事業の財務諸表上の数値を用い事業価値を測る方法であるが、これにも、純資産を用いる簿価純資産法等の複数の手法がある中で、他の自治体における事業譲渡の先事例に準じて、事業譲渡日前日時点における譲渡対象資産の簿価により評価を行ったところであり、その結果、185.2億円という評価額が得られたところである。

これらの評価結果に基づき、第4回譲渡先選定委員会において、最終的な最低譲渡価格に関する審議が行われたところであり、各委員の知見に基づき真摯に議論が交わされた結果、コストアプローチ以外の方法では、類似企業の規模や将来のキャッシュフローを予測する計画期間の設定等により、事業価値の評価額に幅が生じることとなるため、こうした幅の範囲内にあり、かつ、最も客観性の高いコストアプローチに基づき最低譲渡価格を設定することが適当とされ、簿価を下回ることのないよう、億円単位で切り上げて、186億円という価格が決定されたところである。

この結果を受け、市として、募集要項において、最低譲渡価格を186億円として定めたものである。

以上、述べたとおり、事業価値の評価や最低譲渡価格の審議は客観的かつ公正に行われたところであり、DCF法による事業価値評価に関する、請求人の「できる限りコストアプローチによる評価額に近い金額になるように操作されている」等の主張は、請求人独自の見解であり、採用する必要性はないと考えている。

ウ 今回の事業譲渡の譲渡価格は、優先交渉権者が提案した譲受希望価格に基づいたものであり、募集要項に定める最低譲渡価格を超える有効な価格であることから、金沢市契約規則に基づき、金沢市ガス事業・発電事業譲渡仮契約に定めたとうえで、先般の令和3年度金沢市議会9月定例会議会において、条例改廃議案や財産処分議案等の事業譲渡関連議案が可決されたことにより、正式に確定したところである。

請求人は、平成30年11月のコンサルタント会社が本市に提出した、金沢市ガス事業及び発電事業経営形態等検討支援業務委託に関する報告書に記載されていた発電事業の事業価値評価額を論拠とし、譲渡価格は不当であると主張しているが、当該報告書の記載や前述したとおり、事業価値評価には複数の方法があり、採用する評価手法や売電価格の条件設定等により試算結果に大きな幅を生じることから、事業価値評価を行うおととする時点において、複数の評価方法を用いて評価を行ったうえで、総合的な観点から判断することが必

要となるものである。

また、応募者が譲受希望価格を決定する過程においては、一般的に、独自の経営戦略を踏まえた事業価値評価の結果に加え、中長期的なリスク評価、他の応募者に対する競争力の評価等、事業価値評価だけではなく、様々な評価が行われるものである。

今回の優先交渉権者においても、募集要項の内容や本市事業の経営状況等を踏まえ、独自の経営戦略に基づき、従来のガス事業、発電事業に加え、電力小売事業を始めとする新たなサービスを実施することにより得られる収入の予測に加え、事業の譲受資金や運転資金等の資金調達コスト等を踏まえた事業価値評価、さらには、人口減少や脱炭素化を始めとする様々なリスクが経営に及ぼす影響の評価、他の応募者に対する競争力の確保等を総合的に判断し、譲受希望価格が決定されたものと推測される場所である。

特に、先般、他の自治体で行われた事業譲渡の公募においては、応募者が1者のみとなり、譲受希望価格が最低譲渡価格と同額であったことを鑑みると、今回の事業譲渡の公募においては2者から応募があり、応募者間の競争環境を構築できたことが、応募者が行う譲受希望価格の決定に、一定の影響を及ぼしたことが推測される場所であり、その結果、本市が行った事業価値評価で得られたいずれの評価額よりも高い価格が提案されたことにつながったと考えられる場所である。

以上、述べたとおり、譲渡価格は、応募者が行う事業価値評価に加え、様々な要素を総合的に勘案することで初めて決められるものであり、過去のコンサルタント会社が行った事業価値評価のみを論拠に、今回の譲渡価格は不当であるとする請求人の主張は独自の見解であり、採用する必要性はないものと考えている。

(3) 所得等の域外流出について

現在、本市の発電事業においては、一般家庭4万戸分相当の電力を発電し、その全量を本市の地域外に本店を置く北陸電力株式会社に卸売りし、電力料収入を得ている場所である。

しかしながら、本市の地域全体を見渡すと、北陸電力株式会社を始めとする地域外の電力会社と電力小売供給契約を結んでいる家庭や事業所が非常に多く、かつ、電力の卸売単価よりも小売単価の方が高いことから、地域における電気に関する資金収支は、地域外から地域内への資金流入よりも、地域内から地域外への資金流出の方が大きいと考えられる場所であり、環境省の2015年版地域経済循環分析によると、本市における電気のエネギー収支は、188億円の赤字となっている場所である。

事業譲渡後については、譲渡先である新会社は、本市から譲り受けた水力発電所で発生した電力の全量を本市の地域内で小売する方針を打ち出しており、電力の地産地消を通して、新たな地域内資金循環が生み出され、地域外への資金流出が減少することで、本市のエネギー収支の改善につながることを考えられる。

本市の歳入面では、現在の経営形態である地方公営企業は、独立した法人格を有さない地方公共団体内部の組織であることから、法人税や固定資産税等の納税義務はないところだが、新会社は株式会社であり、納税義務があることから、法人市民税や事業所税、固定資産税等の市税に加え、道路占用料等も納付することとなり、本市の歳入増につながることを示す。

地方公営企業での売電契約の面では、地方自治体における売電契約については、地方自治法上、一般競争入札が原則となっている場所であるが、入札を行う時点の電力需給状況や日本卸電力取引所のスポット市場を始めとする様々な電力市場の影響を受け、売電価格が変動することが予想され、その結果、経営が不安定化するおそれがある。

参考だが、前述のコンサルタント会社の報告書に記載されている東京都の売電契約は、一般競争入札により行われている場所であるが、売電価格は、当時、1キロワットアワー当たり15.62円であったものが、現在は、10円台まで下落している場所である。また、令和2年11月から取引が開始された、非化石価値取引市場における非FIT電源の取引価格も、当初、1キロワットアワー当たり1.1円から1.2円だったものが、直近の8月に行われた取引では、0.6円から0.7円にまで下落している場所である。

以上、述べたとおり、事業譲渡によって、新たな地域内資金循環の形成や本市の税収増につながることを示す。請求人の「所得・租税収入の域外流出によって市民に不当な損害を与える。」との主張は、請求人独自の見解であり、採用する必要性はないものと考えている。

(4) 新会社への出資等について

事業譲渡日の前日までに、本市は、市民の安全・安心確保のため、新会社に対し、出資を行うことを予定している場所であり、この出資に伴い、本市は、株主としての地位を得て、会計帳簿閲覧請求権等の権利を有することとなる。

加えて、事業譲渡契約の当事者としての地位も有しており、これら二つの地位に基づき、新会社の経営状況やサービスの実施状況等を確認していくこととなる。

具体的には、新会社の提案内容の遵守状況や事業譲渡契約が確実に履行されているか確認するため、事業譲渡契約において、事業経営計画や会社法第435条に基づく計算書類、年次報告書、クレーム対応状況の報告を、新会社に義務付けており、報告を通じて、契約の当事者である本市の意見も反映できると考えている。

さらには、市民の安心感やサービスの安定性確保を図るため、先行する他都市の事業譲渡の事例よりも長い10年間という期間を、再譲渡等の禁止期間としていることや、本市が新会社の経営状況を確認する期間中は、本市の議決権比率が3%を下回る株式の発行等も禁止しているところである。

こうした経営状況確認等の根拠となる事業譲渡契約は、民法上の契約であり、当事者である本市、新会社双方に、契約に定める権利義務関係が発生し、そのことにより、法的な担保や拘束力は契約を根拠として発生することは当然のことであり、双方の合意により、信義に従い、誠実に履行することが求められており、契約した各事項は、当然に遵守されるものと考えているところである。

また、前述した新会社の事業経営計画等については、事業譲渡契約において、ホームページ等による自主的な情報開示等も義務付けており、市民もこれらの情報を閲覧できるようになり、必要に応じて、直接、新会社に対し、意見等を行うことが可能になるところである。

以上、述べたとおり、本市は、出資に基づく権利と事業譲渡契約に基づく権利に基づき、法的な担保や拘束力の下、新会社の経営状況等の確認を行っていくほか、市民も経営情報の閲覧等を行えることとなるため、請求人の本市の出資のみを捉えた各主張は、請求人独自の見解であり、新会社への出資のための公金の支出を取りやめる必要性はないと考えているところである。

最後に、今回の事業譲渡は、法令等に基づき、公正かつ妥当に進めてきたものであり、先般の金沢市議会における議決を踏まえ、令和4年4月1日の事業譲渡に向けて、必要な手続や事業の引継ぎ等を鋭意進めていきたいと考えている。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会答申の概要について

国の制度改革に伴うガス・電気の自由化の進展により、事業を取り巻く環境が大きく変化していることから、金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会設置要綱に基づき、学識経験者等で構成する金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会（以下「あり方検討委員会」という。）を設置し、金沢市のガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について検討を行い、市長に対し、「金沢市ガス事業及び発電事業は、両事業を併せて『株式会社』に事業譲渡することが適当である。」と答申した。

(2) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針について

あり方検討委員会の答申に基づき、①公営では法令等の制約により多様なサービスの提供が困難、②地方公営企業としての役割が希薄化、③経営の柔軟性を高め、事業の持続性を確保、の三つを事業譲渡の理由とし、事業譲渡の目的、基本条件、基本的な枠組み、事業承継者の選定方法・要件、市民への広報等について定められている。

(3) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会について

譲渡基本方針に基づき、本市ガス事業及び発電事業の事業承継者を公平・公正に選定するため、有識者等で構成する譲渡先選定委員会を設置した。

第1回譲渡先選定委員会（令和2年7月8日開催）では、募集要項に係る主要な論点など、第2回譲渡先選定委員会（令和2年8月19日開催）では、参加資格基準、事業承継者選定基準など、第3回譲渡先選定委員会（令和2年8月26日開催）では、新会社に対する市の関与、事業価値算定など、第4回譲渡先選定委員会（令和2年9月16日開催）では、募集要項、最低譲渡価格などについて審議が行われた。

その後、本市は、譲渡先選定委員会における事業承継者の公募条件等に関する審議結果を踏まえ、譲渡対象資産、譲渡価格、基本条件及び参加資格基準等を定めた募集要項等を策定し令和2年10月6日に募集要項を公表し公募を開始した。なお、本公募に対して参加意欲のある民間事業者を対象に、募集要項に関する説明会を令和2年10月16日に金沢市アートホールで開催した。

令和2年11月26日には、第5回譲渡先選定委員会が開催され、第一次審査（資格審査）の結果報告及び第二

次審査（提案審査）の審査方法の審議があり、第6回譲渡先選定委員会（令和3年2月18日開催）では、応募提案書類及びプレゼンテーションにより、最優秀提案者の選定が行われた。

(4) 金沢市ガス事業・発電事業譲渡決定過程の概要について

あり方検討委員会の答申から、金沢市ガス事業・発電事業譲渡本契約成立までの経緯は以下のとおりである。

令和元年10月8日	あり方検討委員会が答申
令和2年3月16日	金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針公表
6月17日	金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会設置要綱決裁
7月8日	第1回譲渡先選定委員会
8月19日	第2回譲渡先選定委員会
8月26日	第3回譲渡先選定委員会
9月16日	第4回譲渡先選定委員会
10月6日	募集要項公表・公募開始
10月16日	募集要項等説明会
11月26日	第5回譲渡先選定委員会
令和3年2月18日	第6回譲渡先選定委員会
2月19日	市長へ審査結果報告
4月30日	金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本協定締結
6月30日	金沢市ガス事業・発電事業譲渡仮契約締結
9月17日	9月定例月議会において金沢市ガス事業・発電事業譲渡関連議案が可決したことにより、本契約として成立

2 判断

(1) 河川法第26条違反と無効事由との関連性について

請求人は、「全国のいくつかのダム・発電所において河川法違反が疑われる事案があり、石川県は金沢市に照会を行ったところ、金沢市企業局は水利願書・図面と現況が相違している（すなわち、河川法第26条に違反している）事項として、上寺津発電所5件、新辰巳発電所5件、新内川発電所2件、新内川第二発電所1件の計13件を挙げている」、「河川法違反の施設を運用することはできず、市から発電所の譲渡を受けた新会社は、少なくとも13件の問題が完全に解決され河川管理者（石川県知事）の許可を得るまで、発電を行うことはできない」、「このような運用不可能な資産をあたかも運用可能であるかのように偽って民間に譲渡する契約を締結することは、公序良俗に反し、違法である」旨主張し、本件仮契約の締結に無効事由があるとしている。

平成19年4月及び平成20年1月に、二級河川における水力発電関連施設について、河川管理者である石川県から本市に対し、石川県が許可等を行った河川区域の工作物について、水利使用の申請内容が現状と相違するものの有無を自主点検し、相違するものがあつた場合には報告するよう、要請がなされたところである。

水利願書・図面と現況が相違している事項である13件については、いずれも、作業の安全確保や効率化を図るためのものであること、また、設置に当たり河川管理者である石川県に事前の相談や工事計画の説明を行っていること、加えて、令和3年9月16日に改めて石川県に確認したところ、「違法な状態にないと判断をしている」との回答を得たところであり、このことは、同日開催された金沢市議会建設企業常任委員会においても、石川県から「違法ではないと判断をしているとの回答があつた」旨確認されていることなどからすると、河川法第26条に基づく工作物の新築等の許可に係る手続における瑕疵の存否は別にして、請求人が主張立証するところをもって、河川管理上著しい支障を生ずること等により、同法第75条に基づく除却命令等が発せられる危険性が高く、その結果、発電施設の運用が困難となるおそれが高い状況にあるとまでは認められない。

したがって、「河川法違反の施設を運用することはできず、市から発電所の譲渡を受けた新会社は、少なくとも13件の問題が完全に解決され河川管理者（石川県知事）の許可を得るまで、発電を行うことはできない。」との請求人の主張は採用することができない。

また、仮に、請求人が主張するように河川法第26条に基づく工作物の新築等の許可に係る手続に瑕疵があり、河川管理上著しい支障を生ずること等により、同法第75条に基づく除却命令等が発せられる工作物であったとしても、当該工作物は本件仮契約の譲渡対象資産等のごく一部であり、事業譲渡の目的である発電施設の機能

を著しく阻害する要因になるとは考えにくいことからすると、このことをもって、直ちに、本件仮契約を締結することが公序良俗に反するとまでは認められず、したがって、本件仮契約が無効であるとする請求人の主張は採用できない。

(2) 譲渡価格及び事業価値評価方法の不当性について

請求人は、「最低譲渡価格は、金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針において適正な事業価値評価として掲げられたインカムアプローチやマーケットアプローチを採用することなく、簿価額に基づくコストアプローチによって算出されたものであり、その事業価値評価額は極めて低く設定された」、「このような不当に低い最低譲渡価格にそって提示された300億円という額は、両事業の将来的な価値を正確に反映しているとは到底いえない」とし、「PwCアドバイザリー合同会社が作成した「金沢市ガス事業及び発電事業経営形態等検討支援業務委託最終御報告資料 発電事業編」(2018年11月)では、発電事業だけでその事業価値が(a)170億円～400億円、(b)418億円～972億円、(c)472億円～1,098億円になるという、三つのシナリオが示されている」、「将来的な発電事業の価値評価だけを考えても、両事業の譲渡価格300億円は極めて低く、不当なものである」旨主張している。

譲渡基本方針についてであるが、「6 事業承継者の選定方法・要件」の「(1)選定方法」に、「本市ガス事業及び発電事業の事業承継者を選定するため、有識者等からなる「金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会(仮称)」(以下「事業譲渡先選定委員会」という。)を設置する。また、譲渡価格だけではなく、安定供給やサービス水準等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により、公平・公正に選定を行う。」と記載されており、譲渡基本方針全体が市長決裁されている。これに基づき、譲渡先選定委員会が設置されたところであり、令和2年7月から令和3年2月にかけて計6回開催されている。事業承継者選定基準、新会社に対する市の関与、事業価値算定、最低譲渡価格など様々な議題について議論したうえで、本市は募集要項を公表し公募を行った。その後、参加意欲のある民間事業者を対象にして募集要項等に関する説明会を開催し、公募型プロポーザルを実施、2者からの応募提案を審査した結果に基づき、市として優先交渉権者を決定したところである。

請求人は、両事業の譲渡価格300億円は極めて低く、不当なものであると主張するが、金沢市ガス事業及び発電事業の事業承継者を公平公正に選定するため、有識者等で構成する譲渡先選定委員会では最低譲渡価格に関する審議が行われ、各委員の知見に基づき議論が交わされた結果、最低譲渡価格が決定されている。その後、募集要項により公募を行い、その結果、2者からの応募提案があつて、優先交渉権者を決定しており、譲渡価格の提案においても競争原理が働いていると認められ、不当に低い譲渡価格に当たるとはいえないことから、請求人の主張は採用することができない。

(3) 所得等の域外流出のおそれについて

請求人は、「新会社に出資する代表企業の北陸電力株式会社及び主要構成企業の東邦瓦斯株式会社は、いずれも県外に本拠を置く企業である」、「新会社が事業を行うことによって得る企業利益は、配当の形で出資比率によって配分されることになる」、「出資会社が多額の配当が金沢市外に流出し、金沢市は利益への課税を始めとする租税収入を失うことになって、市民は不利益を被る」旨主張している。

「1 事実関係の確認」に記載しているが、あり方検討委員会から、「金沢市ガス事業及び発電事業は、両事業を併せて『株式会社』に事業譲渡することが適当である。」との答申が市長に対して行われており、あり方検討委員会の答申に基づき譲渡基本方針が定められ、この譲渡基本方針の「5 事業譲渡の基本的な枠組み」の「(1) 基本的な枠組み」に、「本市ガス事業・発電事業は、両事業を併せて、本市内に本社を置く新設の株式会社に事業譲渡する。」と記載されている。

請求人は、所得・租税収入の域外流出によって市民に不当な損害を与えると主張するが、そもそも、あり方検討委員会から株式会社に事業譲渡することが適当であるとの答申が市長に対して行われ、これに基づき、株式会社へ事業譲渡する手続が進められ、有識者等で構成する譲渡先選定委員会での審査結果に基づき、本市が優先交渉権者を決定したことを考慮すれば、請求人の主張は独自の見解であり採用することができない。

また、請求人が主張する新会社の株主構成等は今後必ずしも固定でないことを考慮すると、直ちに市民が一方的に不利益を被るとの結果になるともいえないから、請求人の主張は採用することができない。

(4) 新会社への出資等の不当性について

請求人は、「会社法の規定によって会計帳簿閲覧謄写請求権などの権利しか得ることができず、新会社に対する公共的な関与を実質的に全く行うことができなくなる」、「新会社は料金体系等様々な市民向けの提案をしているが、その実効性を確保することは全く不可能である」、「市民の利益のためといいながら、市民のコント

ロールの権利が皆無になることから、このような出資は全く不当であり、このために公金を支出しないことを求める」旨主張している。

本市の新会社に対する出資比率については、譲渡基本方針では、新会社に対し柔軟な企業活動を阻害しない範囲内で出資を行うと定められている。これに基づき、譲渡先選定委員会において、出資比率について議論の結果、募集要項に、3%以上10%未満と定めたところであり、この度の優先交渉権者からの提案は3%で、募集要項に合致している。

請求人は、このような出資は全く不当であり、このために公金を支出しないことを求めると主張するが、これまで地方自治法に基づいて認められていた請求人主張のコントロールする権利は、本事業譲渡が地方自治法に定める財産処分等の手続により適法になされていることからすると、将来においてもこれまでと同様の権利が保障されるものでないことは当然のことである。さらに、新たに設置された会社にどの程度出資するかは、地方自治体の首長と議会に合理的な裁量が委ねられており、出資の内容はその決定過程、判断材料等の選定に合理性を欠くものといえないことから、不当な公金の支出に当たるとする請求人の主張は採用することができない。

(5) 結論

以上のとおり、本件仮契約が無効等の理由により本件仮契約に基づく財産の処分又は契約の履行が違法又は不当なものであるとは認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

(別紙第1)

職員措置請求書

一金沢市長に対する措置請求一

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

1. 請求の要旨

金沢市は、令和3年6月30日(水)、ガス事業・発電事業(以下、本事業と略称)を金沢ガス・電気株式会社(以下、新会社と略称)に譲渡価格300億円で、令和4年4月1日午前0時をもって譲渡する「金沢市ガス事業・発電事業譲渡仮契約書」[事実証明書・0-1]を締結した。

本事業の譲渡は、下記(1)～(4)のように違法・不当なものである。

請求者は、地方自治法第242条の規定、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長…(中略)…について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、…(中略)…監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正…(中略)…するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」(下線は引用者による)にもとづき、監査委員に対し、本請求書を提出する。

(1) 本事業譲渡は河川法に違反する。

全国のいくつかのダム・発電所において河川法違反が疑われる事案があり、石川県は金沢市に照会(平成20年1月7日、河第2016号)を行った。それに対して、金沢市企業局は「水力発電関連施設に係る再点検の実施について(回答)」(平成20年3月4日、収企上水第225号)を提出した[事実証明書・1-1]。

この回答において企業局は、水利願書・図面と現況が相違している(すなわち、河川法第26条に違反している)事項として、上寺津発電所5件、新辰巳発電所5件、新内川発電所2件、新内川第二発電所1件の計13件を挙げている。それにもかかわらず、照会があり回答した事実についても、違法状態が解消されたか否かについても、本件に係る議会審議の場に報告はなされていない。

譲渡対象である発電所が河川法に違反する状態であることを認識しながら、事態を改善せずに漫然と放置し、市民と議会に隠してきたものと推認される。

河川法違反の施設を運用することはできず、市から発電所の譲渡を受けた新会社は、少なくとも13件の問題が完全に解決され河川管理者(石川県知事)の許可を得るまで、発電を行うことはできない。

このような運用不可能な資産をあたかも運用可能であるかのようにいつわって民間に譲渡する契約を締結す

ることは、公序良俗に反し、違法であって、地方自治体のなす行為としてきわめて不当であり、詐欺まがいの行為との誹りをも免れえない。

あたかも違法性がないかのような虚構に立脚した違法・不当な契約は、履行されるべきではなく、解除など、無効化されなければならない。

(2) 譲渡価格300億円はきわめて不当である。

譲渡価格300億円は、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項」(令和2年10月)〔事実証明書・2-1〕において設定された、最低譲渡価格186億円を踏まえて提示されたものである。この最低譲渡価格は、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」(令和2年3月)〔事実証明書・2-2〕において適正な事業価値評価として掲げられたインカムアプローチやマーケットアプローチを採用することなく、簿価額に基づくコストアプローチによって算出されたものであり、その事業価値評価額は極めて低く設定された。このような不当に低い最低譲渡価格にそって提示された300億円という額は、両事業の将来的な価値を正確に反映しているとは到底いえない。特に発電事業について、近年の自由化の進展により各種の電力市場が拡大している中で、脱炭素社会に向けて再生可能エネルギーとりわけ水力発電の価値が極めて高くなりつつあるという要素がほとんど取り入れられていない。PwCアドバイザリー合同会社が作成した「金沢市ガス事業及び発電事業経営形態等検討支援業務委託最終御報告資料 発電事業編」(2018年11月)〔事実証明書・2-3〕では、発電事業だけでその事業価値が(a)170億円~400億円、(b)418億円~972億円、(c)472億円~1098億円になるという、三つのシナリオが示されている。将来的な発電事業の価値評価だけを考えても、両事業の譲渡価格300億円は極めて低く、不当なものである。

(この譲渡価格の問題点については、別紙にて詳論する。)

(3) 所得・租税収入の域外流出によって市民に不当な損害を与える。

新会社は仮契約後、金沢ガス・電気株式会社と称して本社所在地を金沢市として令和3年5月13日に会社成立し登記されている。その出資構成をみると、48%を出資する代表企業の北陸電力(株)、43%を出資する主要構成企業の東邦瓦斯(株)は、いずれも県外に本拠を置く企業である〔事実証明書・3-1、3-2〕。

新会社が事業を行うことによって得る企業利益は、配当の形で出資比率によって配分されることになる。よって出資会社が得る多額の配当が金沢市外に流出し、金沢市は利益への課税をはじめとする租税収入を失うことになって、市民は不利益をこうむる。現状のまま公営企業として継続することを求め、譲渡契約の解除を求める。

市営の水力発電事業は100年以上保有維持されてきた大切な金沢市民の財産である。それを譲渡すると5か所の発電所と1か所のダムは、新会社の所有となる。そして、北陸電力(株)の発電事業全体の中に組み込まれることになる。現在、市営の水力発電所でつくられた電力は、契約に基づき安価の単価で北陸電力に売電されているが、再生エネルギーが求められる時代に市から北陸電力だけでなく電力自由市場に売りに出せば、売電価格も上がり、金沢市にとって大きな利益となる。これを阻害する譲渡契約の解除を求める。

(4) 事業をコントロールする権利を市民から奪うことは不当である。

金沢市は、仮契約により、新会社の発行株式の3%すなわち192株、1億9200万円の出資をすることになった〔事実証明書・4-1〕。

①これによって金沢市は、会社法の規定によって、会計帳簿閲覧謄写請求権などの権利しか得ることができず、新会社に対する公共的な関与を実質的にまったく行うことができなくなる。新会社は料金体系等さまざまな市民向けの提案をしているが、その実効性を確保することはまったく不可能である。その他、保安体制の問題など新会社の運営には多くの不安材料があるが、ここでも金沢市はまったく関与することができない。

金沢市が新会社の株式を保有する目的は、市民の利益・安心を確保するためのはずである。それを担保することができない「3%出資」はまったく意味をなさない不当な公金の支出である。支出しないことを求める。

②これまでガス・発電事業の運営は、選挙で選ばれた市長・議会を通じて市民がコントロールしてきた。これは、市民の権利である。「3%出資」では、両事業に対して市民のコントロールが効かないことになる。市民の利益のためといいながら、市民のコントロールの権利が皆無になるのである。市長が市民の権利を剥奪することは、許されるものではない。このような出資はまったく不当であり、このために公金を支出しないことを求める。

以上で述べてきたように、本事業の新会社への譲渡は、違法かつ不当なものである。請求者は、市長に対して、

本件契約が無効であることを確認し新会社への譲渡を実行しないことを求め、仮契約書に基づき同契約書第2条の譲渡対象資産等の財産処分の差し止めに請求し、監査委員に対して、実行を防止するのに必要な措置を講じることを請求する。

2. 請求者

住所 石川県金沢市額谷3丁目19番地（ヴィラージュ102号）

氏名 碓山 洋

住所 石川県金沢市西念3丁目20番6号（ハイムエスポワール・203号）

氏名 加藤 真友子

住所 石川県金沢市大豆田本町甲20番地

氏名 才田 智之

住所 石川県金沢市片町1丁目1番1号（プレミスト香林坊304号）

氏名 土井 妙子

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和3年9月9日（木）

金沢市監査委員各位

1. 請求の要旨（2）別紙

譲渡価格300億円は、令和2年10月の「金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項」〔事実証明書・別-1〕において設定された、最低譲渡価格186億円を踏まえて提示されたものである。当初、最低譲渡価格は、令和2年3月の「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」（以下、基本方針と略称）〔事実証明書・別-2〕において、事業譲渡に係わる一般的な事業価値評価方法であるインカムアプローチやマーケットアプローチにより設定されることとなっていた。

しかるに最低譲渡価格を審議した令和2年8月26日（水）に開催された第3回「金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会」（以下、選定委員会と略称）においては、同選定委員会の議事録〔事実証明書・別-3〕によれば、事務局は「こういうふうには方法まではまだ考えていないところなんですけれども、先行事例を見ますと、ほぼDCF（Discounted Cash Flow；割引キャッシュフロー法—補注）でやっているケースが多い。あと、市の今現在の簿簿を見ながら設定されている事例が多いので、基本的にはその2つを見ながら決めるということかなと思っています」（41頁）と述べているにもかかわらず、当日提出された審議事項資料5「事業価値算定の検討」〔事実証明書・別-4〕によれば、市の条件として想定残債金額77億円程度の次にコストアプローチを挙げ、「先行事例では最低譲渡価格を「譲渡対象資産—補助金相当額」と設定している事例がほとんどである。当該事例を金沢市に当てはめて計算した結果では170.2億円程度となる」（3頁）としている（下線は原文のまま）。そしてDCF法についてはその計算要素のみを掲げ、「各要素の適切な組み合わせにつき、現在検討中」（8頁）とのみ述べている。

その後あらためて最低譲渡価格について審議した令和2年9月16日（水）の第4回選定委員会では、議事録〔事実証明書・別-5〕によればまず事務局よりコストアプローチ、マーケットアプローチ、インカムアプローチ（DCF法）についての概略説明があり、186億円、192億円、204億円の3つの金額が事務局案として示された（17頁）。これを巡って委員の間で種々の意見交換が行われ、最終的に委員長の発言により186億円ということとなりまとめられた（23頁）。その過程ではある委員の発言を受けて委員長が、「なるべく安くということですね」（22頁）という、市の意向を忖度したかのような発言も飛び出している。

選定委員会におけるこれら一連の審議経過から明らかになることは、インカムアプローチやマーケットアプローチによるとする当初の基本方針から逸脱する形で、コストアプローチによる事業価値評価が誘導されていたということである。その結果、最低譲渡価格は基本方針において譲渡対象資産として参考に掲げられた固定資産の金額、すなわちガス事業12,264百万円、発電事業6,340百万円、の合計金額約186億円と全く同じものとなった。これは事務局が提示した3案の中で最も低額なものであったし、また市民説明会の場で配布された資料「ガス・発電事業譲渡に関するこれまでの経過」〔事実証明書・別-6〕に記載された、ガス事業の令和元年度利益、約10億円（6頁）、発電事業の令和元年度利益、約3億円（8頁）、両事業合わせて約13億円の利益、およびその将来的に予想される収益を全く度外視するものであった。

そしてさらに重要なことは、そのような将来利益を予想して事業価値を算出する方法であるDCF法による事

業価値評価も、確かに204億円という形で見込コストアプローチを上回る正当な評価額が試算されたように思われるが、しかしながらより詳細にその試算の仕方をみると、できる限りコストアプローチによる評価額に近い金額になるように操作されていることがわかる。前述の第4回選定委員会に提出された審議事項資料3「最低譲渡価格の検討」[事実証明書・別-7]においては、3つの手法による評価額が最終結論としてほぼ200億円のラインより少し下がる範囲で整序されたグラフが示された(12頁)。最初に結論ありきと言わざるを得ない。

この点は、新会社の前身である企業グループが優先交渉権者として選定される際に提示した、300億円という譲渡価格を評価する際にも重要となる。一見、最低譲渡価格186億円をはるかに上回る評価額であり、正当性は疑い得ないと思われるが、果たして本当にそうであろうか。最低譲渡価格は不当に低いものであることは前述した通りであるとして、結局のところ顧みられることのなかったDCF法による事業価値評価は本当のところどのようなものであろうか。

この点を考えるのに参考となる資料がある。PwCアドバイザリー合同会社が金沢市企業局に提出した2018年11月の「金沢市ガス事業及び発電事業経営形態等検討支援業務委託最終御報告資料 発電事業編」(以下、PwC報告書と略称)[事実証明書・別-8]である。そこではコストアプローチとマーケットアプローチによる評価額と並んで、インカムアプローチによる評価額が8,800百万円から21,121百万円というかなり広いレンジで示されている。

この幅の広さは割引率WACCを最小値と最大値に設定したことから生じたものである。いずれにしてもこの試算は、売電単価を平成30年から31年度の契約単価7.8円を基礎にしてなされたものであり、PwC報告書において、ベースケースとされているものである。そして極めて注目すべきことは、PwC報告書においてそのベースケースとは別のシナリオとして、供給電力量は一定として売電価格のみが変動した際の収支シミュレーションを行っている(99頁~106頁)。

そのシナリオ2では、民間ヒアリングを基に非化石化価値1.3円を考慮して、売電価格を9.73円、純利益を4.5億円年とする。その事業価値評価額は170億円~400億円ということである。またシナリオ3では、東京都と新潟県の公営2社の入札による売電単価の平均価格15.6円を基に試算している。その場合の純利益は11.9億円であり、事業価値評価額は418億円~972億円ということである。そしてシナリオ4ではそれに非化石化価値1.3円を考慮して、売電価格16.9円を基に試算している。その場合の純利益は13.6億円であり、事業価値評価額は472億円~1,098億円とされる。発電事業だけで極めて高額な事業価値評価額が試算されているが、これは全く根拠のないものであろうか。

発電事業をめぐる近年の一般的な状況としていえば、自由化の進展により各種の電力市場が拡大している中で、脱炭素社会に向けて再生可能エネルギー、とりわけ貯水池(ダム)式水力発電の価値が極めて高くなってきているといえる。こうした貯水池(ダム)式水力発電の適地は、日本では20世紀中に既に開発し尽くされており、追加的に新規に建設することは困難である。

九電グループが昨年作成したデータブック「九電グループデータブック2020」[事実証明書・別-9]によれば、水力発電は石炭・石油はもとより太陽光、風力、原子力、地熱よりもさらにCO2排出量の少ない発電方式であることがわかる。そうした中で公営電気事業経営者会議が作成した資料「発電所の開発状況」[事実証明書・別-10]によれば、今年度だけでも長野県、群馬県、岩手県等で6ヶ所の水力発電所が新設され、約1万4000Kwの発電が開始されている。そして令和3年8月3日に発表された、経済産業省発電コストワーキンググループ作成「発電コスト検証に関するとりまとめ(案)」[事実証明書・別-11]によれば、2030年電源別発電コスト試算の結果概要として、小水力が25.3円、中水力が10.9円と試算されている(4頁)。

2030年段階における売電価格がどのような状況なのか、この点は需要と供給の関係でさまざまな要素が介在し、将来的な予測は甚だ難しいものがあるであろう。しかしながらPwC報告書にあるシナリオ3ないし4における売電単価、およびそれともなう事業評価額を全く非現実的なものとするにはできないし、その可能性は大いにあると言わざるを得ない。もし、電気事業のみでその評価額が400億以上になるとすれば、たとえ10年後においてもガス事業の評価額は50億円を下回ることはないと想定されるのであり、仮契約書における譲渡価格300億円は不当に低いと言わざるを得ない。

ちなみにPwC報告書によれば、報告書作成時点での金沢市発電事業の売電単価は他自治体よりも安く、それを可能にしているのは効率的な運営による供給原価の低さであることがわかる(86頁)。売電単価が従来の相対による随意契約から入札による自由契約に移行することによって上昇するならば、金沢市発電事業の事業価値は途方もなく上昇することが予想される。あらためて両事業合わせて300億円の譲渡価格は、不当に安いと言わざる

るを得ない。

事実証明書リスト

- 0-1 金沢市ガス事業・発電事業譲渡仮契約書
- 1-1 水力発電関連施設に係る再点検の実施について（回答）
(平成20年3月4日、収企上水第225号)
- 2-1 金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項（令和2年10月）
- 2-2 金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針（令和2年3月）
- 2-3 金沢市ガス事業及び発電事業経営形態等検討支援業務委託最終御報告資料
発電事業編（2018年11月）
- 3-1 新会社登記簿の履歴事項全部証明書
- 3-2 第6回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会次第（令和3年2月18日）
- 4-1 （0-1に同じ。）

- 別-1 （2-1に同じ。）
- 別-2 （2-2に同じ。）
- 別-3 第3回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会議事録
- 別-4 審議事項資料5「事業価値算定の検討」
- 別-5 第4回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会議事録
- 別-6 ガス・発電事業譲渡に関するこれまでの経過
- 別-7 審議事項資料3「最低譲渡価格の検討」
- 別-8 （2-3に同じ。）
- 別-9 九電グループデータブック2020
- 別-10 発電所の開発状況
- 別-11 発電コスト検証に関する取りまとめ（案）

参考 河川法 第26条

会社法 第297条、第303条、第305条、第306条

第358条、第433条、第796条、第833条、第854条

株主が「3%出資」でなし得る事項は、会社法の上記条項に規定されている。

以上

令和3年(2021年)11月8日 印刷
令和3年(2021年)11月8日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄